

税務課からのお知らせ

令和6年度 市民税・県民税の申告が始まります

▶混雑緩和にご協力ください

次の時期・時間帯は、申告受付窓口の混雑が予想されます。

- ・1月23日(火)～25日(木)、2月16日(金)～20日(火)、3月14日(木)、15日(金)
- ・月曜(または祝日の次の日) ・曜日に関係なく、午前中の早い時間帯

※2月1日(木)～15日(木)は、例年混雑しない傾向にあります。また、15時以降は、混雑していない日が多いです。

※お待ちいただく時間の短縮、駐車場の混雑緩和のためにも、上記の時期、時間帯をなるべく避けた来庁、時間に余裕をもつての来庁に、ご協力をお願いします。

▶申告受付

○期 間：3月15日(金)まで(土・日曜と祝日を除く)

○受付時間：8時30分～17時15分

○場 所：市役所 税務課 市民税係(2階24番窓口)

○問 合 せ：税務課 市民税係(内線281～283)

※申告書の控えが必要な人は、あらかじめコピーを取っておいてください。

▶申告が必要な人

令和6年1月1日現在、市内在住で、次の要件に当てはまる人

- ①給与所得者で勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人(提出があるか不明な場合は勤務先で確認してください)
- ②前年中に営業・農業・不動産などの所得のあった人
- ③医療費控除などの諸控除を受ける人

※この申告は、市民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険、医療費助成や各種申請(保育園・就学援助費・公営住宅など)の資料になります。

※所得税の確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。また、所得税の確定申告が不要となる少額の所得であっても、市民税・県民税の申告は必要です。

申告に必要なもの

1. 身分証明書(マイナンバーカードなど)
2. 前年中の所得を証明する書類
3. 前年中の控除を証明する書類(原本)
 - ・生命保険料や地震保険料などの控除証明書
 - ・国民年金保険料の支払いをした旨を証明する書類
 - ・医療費控除の明細書・寄附金の証明書
 - ・障害のある人や障害のある人を扶養している人については、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ※65歳以上の要介護認定を受けている人が障害者控除対象者と認定される場合があります。詳しくは、介護福祉課(内線514・515)へ
4. 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の前年中の所得が

わかる源泉徴収票など

5. 国外居住親族にかかる扶養控除等の適用を受ける人は「親族関係書類」と「送金関係書類」

※国外居住親族が30歳以上70歳未満の場合は、追加で書類の提出が必要になるので、別途お問い合わせください。

▶確定申告書の提出

2月16日(金)から3月15日(金)の間、完成している確定申告書の提出が市役所2階税務課でできます(記入内容の確認・相談はできません)。市役所庁舎内に記載いただく場所は設けておりませんので、ご自宅で書き上げてご提出ください。

また、確定申告書の控えに奈良税務署の受付印が必要な場合は、直接、奈良税務署に提出してください。

★制度が変更になりますのでご注意ください

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

令和6年度(令和5年分)以降の市民税・県民税については、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなります。

そのため、所得税の確定申告において、これらの所得を申告すると、市民税・県民税においても、合計所得金額や総所得金額等に参入されますのでご注意ください。

また、令和6年度(令和5年分)以降については、上場株式等の所得に関する住民税申告不要等届出書の提出ができません。